

令和2年度 大牟田市営住宅 随時募集

令和2年度 第3回定期募集(11月)で、応募がなかった住宅等について随時募集を実施します。
(先着順により申込み受付をします)

① 申込み受付

期 間 令和3年1月26日(火) ～ (※日・祝日を除く)
時 間 8:30～17:30

※初日(1月26日)の受付は、午前10時までに市住管理センターの受付窓口に来られた方を対象に、申込の順番を決める抽選を行い、その順番で随時募集の受付をします。

場 所 大牟田市営住宅管理センター 電話(0944)41-0123

ホームページにて募集团地の間取り図やイメージ写真をみることができます。
大牟田市営住宅管理センター ホームページ：<http://omuta-shijyu.jp/>

※ 申込みは、別紙の募集住宅より、一世帯につき1住宅のみです。重複申込みはできません。

② 募集住宅 別紙のとおり

③ 申込み資格 市営住宅に応募される方は、次の(1)～(7)の条件を全て満たしていなければ、申込みできません。

(1) 入居申込者は、成年者(20歳未満の既婚者を含む)であり、同居者又は同居しようとする親族がある方。

ア 夫婦の別居・父母の別居等の不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。

イ 婚約中の方が申込まれる場合は、当選後に婚約証明書が必要です。なお、入居されるまでには、婚姻を証明する戸籍謄本か婚姻受理証明書を提出していただきます。

ウ 戸籍上離婚していない夫婦の一方とその子などの世帯(いわゆる別居状態)は認めません。

ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の適用を受けることができる世帯は除きます。

また、DV被害者で次のいずれかに該当する方は戸籍上離婚していない場合でも申込みできます。

- ・配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の被害者
- ・配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の被害者

エ 次の①～⑧のいずれかに該当する方については、単身で申込みすることができます。

※ 申込みができる団地は、募集团地一覧表の単身欄で「可」の団地のみです。

※ 夫婦の別居で単身の申込みはできません。

※ 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。(住宅決定後、日常生活や介護等の「身体状況申立書」を提出していただき審査します。)

① 60歳以上の方

② 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度の方

- ・ 身体障害者(身体障害者手帳1級から4級)
- ・ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級から3級)
- ・ 知的障害者(療育手帳または判定書A1からB2)

③ 戦傷病者で障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表の3の第1款症である方

④ 原子爆弾の被害者で、医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方

⑤ 生活保護を受けている方

⑥ 厚生労働大臣が証明する海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から5年以内の方

⑦ ハンセン病療養所入所者等

⑧ DV 被害者で次のいずれかに該当するもの

・配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の被害者

・配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の被害者

(2) 収入基準に合う方。

同居しようとする親族(婚約者を含む)の収入を含め、月額所得が次の金額であること。

種類	世帯別	月額所得	階層別
公営住宅	一般世帯の場合	158,000 円以下	原則階層世帯
	高齢者・障害者・子育て世帯等の場合	214,000 円以下	*裁量階層世帯
改良住宅	一般世帯の場合	114,000 円以下	原則階層世帯
	高齢者・障害者・子育て世帯等の場合	139,000 円以下	*裁量階層世帯

*裁量階層世帯とは

① 60 歳以上の方。又は、60 歳以上の方及び満 18 歳未満の方からなる世帯

② 身体障害者(身体障害者手帳 1 級～4 級)の方のいる世帯

③ 戦傷病者手帳を受けた方(恩給法別表の特別項症～第 6 項症及び第 1 款症)のいる世帯

④ 被爆者手帳を受けている方で、かつ被爆の影響で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯

⑤ 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、引き揚げた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯

⑥ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1、2級程度)の方のいる世帯

⑦ 知的障害者(療育手帳重度又は中度程度(手帳Bの軽度は除く))の方のいる世帯

⑧ ハンセン病療養所入居者等

⑨ 子育て世帯(小学校就学前の子がいる世帯)

※ 入居後、子が小学校に入学した後は裁量階層世帯に該当しなくなるため、収入基準の緩和が無くなります。収入基準超過者になる場合は退去していただくことになります。

(3) 現在住宅に困っている方。

ア 原則として持ち家がある方は申込みができません。

イ 原則として県営住宅または市(町・村等)営住宅の入居者は、申込みできません。(車いす住宅を除く)

(4) 大牟田市内に、住んでいるか又は勤務先がある方。

※ただし、次のア・イのいずれかに該当する方は、市外居住者でも申込みことができます。

※申込みができる団地は、募集団地一覧表の「市外申込」欄に「可」の表示がある団地のみです。

ア. 新婚世帯

申込者及び配偶者(事実婚の場合で、住民基本台帳へ「未届」で登録している場合を含む。)

又は婚約者(入居するまでに婚姻をする場合に限る。)の年齢の合計が80歳以下であり、婚姻の届出の日(事実婚の場合は、同居を開始した日)から1年以内の世帯が対象の住宅です。

イ. 子育て世帯

申込者と未就学児を含む者又は義務教育期間までの者からなる2人以上の世帯。

(5) 過去において県営住宅または市(町・村等)営住宅に入居していた方は、無断退去や家賃滞納など不正な使用をしたことがないこと。

(6) 申込者又は同居者(予定者)が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定される暴力団員でないこと。

(7) 入居の際は、身元引受人が1人必要になります。

なお、単身で入居される方は身元引受人と別に、緊急時の連絡先として、大牟田市内にお住まいの方を1人、届けていただきます。

※ 身元引受人になっていただく方は、なるべく大牟田市内に居住し、できれば親族の方をお願いします。

問い合わせ先 大牟田市営住宅管理センター 電話 0944-41-0123

市営住宅の入居における注意点

○ 市営住宅とは

市営住宅は、大牟田市が住宅に困っている方に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としています。このため入居については、公営住宅法や大牟田市営住宅条例などに定められた様々な条件があります。募集案内の趣旨をご理解いただいたうえで、お申込みください。

○ 暴力団員について

大牟田市では、住宅の入居者等の生活の安全と平穏を確保するため、申込者や同居者が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）である場合には、入居資格を認めていません。

なお、入居後に暴力団員であることが判明した場合、または暴力団員になったことが判明した場合には、住宅を明け渡していただきます。



○ 市営住宅での生活等について

市営住宅は、市民の大切な財産です。お住まいの住宅だけでなく、駐車場や駐輪場、集会所、通路などをはじめとした共同施設全体を大切に使用する義務があります。

また、市営住宅は集合住宅です。入居者自身と生活習慣などが違う人が多数住んでいます。規則やルール等を守り、協力して気持ちのよい共同生活をお願いします。

なお、これらの規則やルール等を守らなかったり、住宅の破損や迷惑行為などがあった場合は、住宅を明け渡していただく場合があります。

○ 自治会等の加入について

住みよい団地づくりを進めるためには、入居者同士や近隣の方とコミュニケーションを図ることが大切です。市営住宅へ入居したら自治会等に参加していただきます。自治会等活動では共用部分等の清掃や草刈りなどを行います。円滑な団地づくりのためにご協力をお願いします。



～ 市営住宅の入居にあたって了解していただくこと ～

市営住宅は、共同生活となります。誰もが快適な生活を送る為に、規則やルールを守っていただきます。また、家賃のほかにも各種費用がかかります。

★禁止事項



○ ペット飼育の禁止（一時的な預かりも含む）

犬や猫などペットを住宅で飼うことは近隣への迷惑となり、トラブルの原因となりますので、住宅での飼育は禁止します。また団地敷地内での餌付けもトラブルの原因となりますので禁止します。

駐車禁止



○ 騒音・不法駐車・不法投棄など迷惑行為の禁止

通常的生活音以外の故意的な大きな音や大声を出す行為、団地内通路への不法な駐車、決められた排出以外のゴミ捨て等は共同生活に適さない行為となります。これらの行為には、十分注意して下さい。

★家賃以外にかかる費用



入居開始前

- 敷金（家賃の2ヶ月分）

入居開始時

- 浴槽・風呂釜・給湯器・網戸等の設置費用（原則として入居者負担での設置）

入居期間中

- 共益費の負担（階段や通路の灯り、共用水栓水道料金、集会所やエレベーターの維持管理費など）※エレベーターの維持費は設置団地のみ
- 自治会等の会費の負担
- 駐車場使用料（市営住宅の駐車場には空きがない場合や駐車場を設けていない団地もあります。その場合は、民間などで探して頂き、事前に保管場所を確保して頂く必要があります。）※車を所有されている方

退去時

- 住宅の原状回復にかかる費用（入居前の状態に戻して頂きます）
 - 畳、ふすま替えの費用
 - 浴槽・風呂釜・給湯器・網戸等の撤去
 - 入居後に取り付けた物の撤去
 - 壊れた箇所がある場合の修復費用

申込みから入居までの流れ

入居申込み

申込みは、一世帯につき1団地のみです。「入居申込書」に所定の事項を記入して下さい。

入居資格審査の書類提出 (2週間を目安に提出して下さい)

当選者は入居資格審査に必要な書類を指定期日内に提出して下さい。なお、**提出されない方は辞退したもの**として取扱います。
※提出先 「市住管理センター」

入居者説明会

入居に必要な「市営住宅賃貸借誓約書」・「身元引受人承認書」等の書類をお渡しします。

入居予定住宅の鍵を貸出し、下見をしていただきます。下見後、鍵を返却されるときに入居の最終意思確認をお伺いします。

誓約書等の提出

「市営住宅賃貸借誓約書」や「身元引受人承認書」、入居名義人と身元引受人の「印鑑登録証明書」が必要になります。(詳細は、『入居説明』でご案内します。)

入居許可

入居申込から1か月程度

「入居許可書」及び「住宅のカギ」をお渡しします。カギ渡し日の翌日を市営住宅入居日とし、家賃及び駐車場使用料が発生します。入居許可後、すみやかに入居して下さい。水道・電気・ガスについては、入居者自身で手続きをお願いします。

募集住宅の種類について

- 募集住宅は下記のとおり区分され、申込みは一世帯につき1住宅のみです。他の住宅区分との重複申込みはできません。なお、年齢及び期間等の基準日は、令和3年1月26日とします。

①多家族向け住宅 入居時に、3人以上の世帯が対象の住宅です。

②優先階住宅 1階の住宅で、通路から住宅までの階段が比較的少ない住宅です。
次のいずれかに該当し、階段の昇降に著しく支障を来している方がいる世帯が対象です。

ア. 身体障害者手帳で肢体不自由（下肢・体幹）1～4級
内部障害（心臓・じん臓・呼吸器機能）1級
視覚障害1・2級の方

イ. 80歳以上の方

ウ. 疾病等で階段の昇降に著しく支障を来し、その治療に長期間を要する方

③新婚・子育て世帯向け住宅 新婚・子育て世代を支援するための住宅です。
次のいずれかに該当する世帯が対象となります。

ア. 新婚世帯

申込者及び配偶者（事実婚の場合で、住民基本台帳へ「未届」で登録している場合を含む。）又は婚約者（入居するまでに婚姻をする場合に限る。）の年齢の合計が80歳以下であり、婚姻の届出の日（事実婚の場合は、同居を開始した日）から1年以内の世帯が対象の住宅です。

イ. 子育て世帯

申込者、配偶者及び未就学児を含む者又は義務教育期間までの者からなる3人以上の世帯。

④特別募集住宅 過去に住宅内での死亡等が発生したため、募集を停止していた住宅です。
敷金や家賃等は一般の住宅と同じ条件です。入居の際は、室内死亡が過去に発生したことの了解と、そのことを理由に住宅の住み替えや異議を申し立てないことの「誓約書」を提出していただきます。

⑤一般住宅 上記①から③以外の住宅です。

（市営住宅には上記の他、以下の住宅もありますが、今回の募集はありません）

・車いす対応住宅

- 申込みに際し、虚偽の記載をしたり、入居後に申込み時と状況が違った場合は、住宅を明け渡していただく場合があります。



<募集受付>

大牟田市営住宅管理センター TEL : 0944-41-0123
 大牟田市不知火町1丁目1-8 (江口草木饅頭屋さん横)

※駐車場は、東口駐車場をご利用ください

令和2年度 随時募集团地一覧表

※ 下記表中、浴槽の欄で、「無」と記載している住宅は、浴槽・風呂釜が必要、「有」と記載している住宅は、給湯器が必要です。入居者の方で設置して頂きます。
 ※ 駐車場を希望する場合は別途申込が必要です。

住宅の規格等 【一般住宅】

住宅名(種類)	EV	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	市外申込	浴槽	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営		龍湖瀬町 40-12	平原	昭56 昭57 昭58	180	3DK	可	可	無	一部有	15,200~ 31,000	2棟36 (3階) 5棟13 (1階) 5棟32 (3階) 7棟22 (2階)	4戸
		白銀777-2 白銀777-39	吉野	昭62 平1	168	3DK	-	可	無	一部有	17,900~ 37,600	3棟22 (2階) 5棟21 (2階) 11棟15 (1階) 12棟14 (1階) 14棟23 (2階)	5戸
		櫛野3214-4	玉川	昭52 昭53	198	3DK	可	可	無	一部有	13,100~ 26,100	1棟17 (1階) 12棟14 (1階)	2戸
		新勝立町 2丁目1-1	天の原	平4	192	3DK	-	-	無	有	19,300~ 38,200	5棟34 (3階) 10棟31 (3階)	2戸
改良		若宮町87	天領	昭45	54	2K	可	可	無	無	7,900~ 10,500	1棟2 (1階)	1戸

※募集团地一覧表の「市外申込」欄に「可」の表示がある団地について

次のア・イのいずれかに該当する方は、市外居住者でも申込むことができます。

ア. 新婚世帯

申込者及び配偶者(事実婚の場合で、住民基本台帳へ「未届」で登録している場合を含む。)又は婚約者(入居するまでに婚姻をする場合に限る。)の年齢の合計が80歳以下であり、婚姻の届出の日(事実婚の場合は、同居を開始した日)から1年以内の世帯が対象の住宅です。

イ. 子育て世帯

申込者と未就学児を含む者又は義務教育期間までの者からなる2人以上の世帯。

【大家族向け住宅】 入居時に、3人以上の世帯が対象の住宅です。

住宅名(種類)	EV	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	市外申込	浴槽	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営		橘1281-1	吉野	平10	150	3LDK	-	-	有	有	25,300~ 49,700	5棟32 (3階)	1戸
		吉野さくら	吉野	平6	38	3LDK	-	-	有	有	23,800~ 51,400	2棟14 (1階) 3棟11 (1階)	2戸
	有	橘1251-1	吉野	平14	246	3LDK	-	-	有	有	27,000~ 53,000	3棟308 (3階)	1戸

【優先階住宅】 1階の住宅で、通路から住宅までの階段が比較的少ない住宅です。

住宅名(種類)	EV	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	市外申込	浴槽	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営		橘1408-1	吉野	平15	246	2DK	-	-	有	有	20,200~ 39,700	4棟102 (1階)	1戸

【新婚・子育て世帯向け住宅】 新婚・子育て世代を支援するための住宅です。

住宅名(種類)	EV	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	市外申込	浴槽	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営		橘1340-1	吉野	平8	150	2LDK	-	-	有	有	21,200~ 41,600	2棟24 (2階)	1戸
		新勝立町 2丁目1-1	天の原	平4 平3	192	3DK	-	-	無	有	19,200~ 38,000	5棟13 (1階) 8棟24 (2階)	2戸